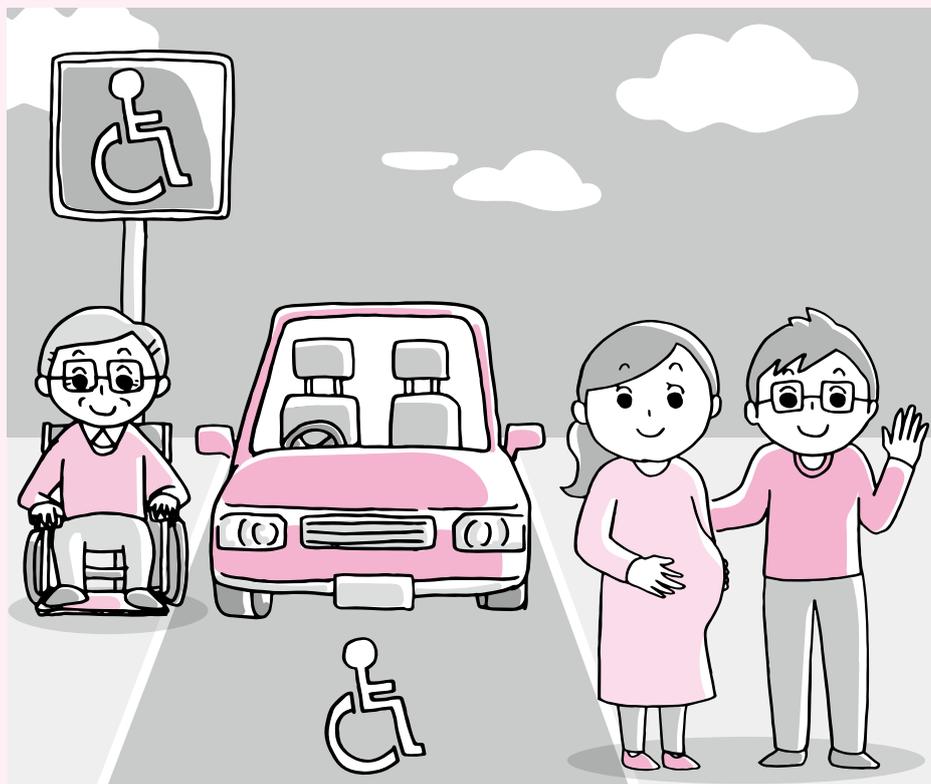


誰もが気持ちよく利用するために

12月3日(金)～9日(木)は障害者週間です。県では、7月から「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」を導入しました。公共施設や商業施設などにある障害者等用駐車区画の正しい利用方法について紹介します。



パーキング・パーミット制度を知っていますか

パーキング・パーミット制度は、障害者等用駐車区画の対象者を、障がいのある人や高齢者、妊産婦などの歩くことが難しい人に限定し、正しく利用してもらうための制度です。全国の39府県4市で導入されています。

県では「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」として、7月から導入しました。市では、対象の人に利用証を交付しています。

対象者で変わる2種類の利用証

利用証は、対象者の区分によって、期限がない物と期限がある物の2種類があります。利用するときは、車外から見えるように掲示してください。

対象者の区分と確認書類の一覧

区分		交付基準	確認書類	
身体障害者	視覚障害	4級以上	身体障害者手帳	
	聴覚障害	3級以上		
	平衡機能障害	5級以上		
	肢体不自由	上肢		2級以上
		下肢		6級以上
		体幹		5級以上
		脳原性運動機能障害		上肢機能 移動機能
内部障害(免疫機能障害を含む)	4級以上			
知的障害者	Aの2以上	療育手帳		
精神障害者	1級	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定疾患医療受給者	次のいずれかの書類		
	特定医療費(指定難病)受給者			
	小児慢性特定疾病医療受給者			
高齢者など	介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上である人	介護保険被保険者証		
妊産婦	原則として妊娠7カ月以降の人(出産後は乳児と同伴の場合に限る)	母子健康手帳		
けが人など	医師の診断などにより、歩行が困難であるために障害者等用駐車区画の使用が必要であると認められる人	次の全ての書類 ・医師の診断書もしくは意見書または公的機関の証明書など ・身分証明書(保険証、運転免許証など)		



車いす使用者優先駐車区画(左)とおもいやり駐車区画(右)



期限がない利用証(左)と期限がある利用証(右)

期限がない利用証

利用証の色は青色で、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者などが対象です。

期限がある利用証

利用証の色はオレンジ色で、妊産婦やけが人などが対象です。妊産婦は出産月の翌年の月末までが有効期限となります。けが人は原則1年以内で必要と認められる期間の有効期限が記載されます。

駐車区画の種類

利用証が利用できる区画は2種類あります。表示を確認して利用してください。

車いす使用者優先駐車区画

車いすを使用する人が車の乗り降りをしやすいように、一般の駐車区画より幅が広がっています。

おもいやり駐車区画

建物の出入口付近に設置されている一般の幅の駐車区画です。高齢者や妊産婦など、幅が広い駐車区画を必要としない人は、できるだけこちらを利用してください。

利用証を申請するには

県ホームページ(https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/na-chizukuri/chiba_parking_parn-it_shinsei.html)ごまの申請書と必要書類を持って次の申請場所へ手続きしてください。

なお、郵送の場合は県健康福祉

よくある質問

Q1 対象者本人が免許を持っていない場合でも申請できますか

A1 可能です。ただし、利用証を利用する時は、必ず対象者が同乗している必要があります

Q2 障害者手帳を持っている人で、手帳を忘れた人や更新手続き中の人は申請できますか

A2 手帳の控えや市のシステムで情報が確認できる場合は、交付できます

Q3 車を複数台所有していますが、台数分の利用証を交付してもらえますか

A3 利用証の交付は対象者1人につき1枚までです。重複して交付された場合は、返却してもらうことになります

Q4 利用しなくなった場合や該当者ではなくなった場合、利用証はどうすればよいでしょうか

A4 必要がなくなった場合は、裁断するなどして廃棄してください。市や県に返却する必要はありません

Q5 市外に転出する場合はどうすればよいでしょうか

A5 転出先が県内であれば、県に変更届を提出することで継続して利用できます。転出先が県外の場合は、転出先の市町村に相談してください

指導課(〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1)に送付してください。

必要書類

障害者手帳などの確認書類(右下表を参照)、代理人の本人確認書類(代理人が申請する場合)。郵送の場合はコピー可

申請場所

障がい者福祉課(市役所議会議棟1階)、介護保険課(市役所議会議棟1階)、健康増進課(保健福祉館内)、下総・大栄支所

気軽に相談してください

市や県では、次の相談窓口を開

設しています。相談料は無料で、

秘密は厳守します。

市障がい者相談センター(ほっと

すまいるセンター・保健福祉館

内)

障がいについての相談や、日常生活で気になることなど、さまざまな相談を受け付けます。

電話番号 27-1106

FAX 27-1065

障がいのある人への差別に関する相談窓口

障がいを理由に差別されるなど、つらい思いをしたら相談してください。

電話番号 043-486-5991

FAX 043-486-2777

20-1539へ。

※くわしくは障がい者福祉課へ

20-1539へ。